

令和4年度事業計画書

(公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター)

生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の経営の健全化及び振興により、その衛生水準を維持向上させることで、利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として次の事業を行う。

1 国・県補助事業

生活衛生関係営業衛生確保等指導事業

(1) 相談指導事業

ア 中央相談指導事業

生衛業者、一般消費者・利用者の相談や要望に対応するため、当生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）内の相談室において、生衛業者に対する経営相談、経営上必要となる開業資金や設備改善資金などの融資相談、税務相談、消費者の苦情等に関する相談指導を行う。

イ 出張相談指導事業

生衛業者の相談や要望により広く対応するため、保健所や関係団体で開催する「食品衛生責任者養成講習会」、「理容師衛生講習会」及び日本政策金融公庫が主催する各種「生衛業経営セミナー」等において出張相談指導、周知活動を行う。

ウ 生衛業経営改善資金融資等指導事業（衛経融資等）

日本政策金融公庫融資の利用促進を図るため、各生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）、日本政策金融公庫、営業指導センター三者による「融資説明会」を開催するなど、情報の共有化を図るとともに、連携して経営特別相談員の活動を支援する。

エ 生衛業再生特別支援事業

相談指導業務の中で、経営状態によって必要と判断した事案に対しては、経営の健全性を確保するため、中小企業診断士等による支援を行う。

オ 分野調整事業

大企業等の事業進出による既存生衛業者との紛争を解決するため、関係組合と連携し、紛争内容の調査や当事者間の調整等を行うとともに、必要が生じた際は分野調整事業協議会を開催する。

(2) 情報化整備事業

生衛業者、生衛組合及び消費者のニーズに的確に対応するため、生衛業関連情報を提供するとともに、事務の効率化等円滑な業務運営を図るため、ホームページの円滑な運営、情報の収集・蓄積やシステムの維持管理に努める。

(3) 後継者育成支援事業

生衛業への理解と就業支援のため、小、中、高校生や大学生などを対象としたインターンシップモデル事業を実施・拡充する（各生衛組合、学校等と調整のうえ実施）。

2 静岡県単独補助事業

(1) 生活衛生関係営業対策事業

生衛業の経営基盤の強化を図るため、次の事業を行う。

- ア 生衛組合が取り組むサービス向上、人材育成、健康・環境対策等の事業に対して助成するとともに、経営セミナーや研修会等を開催する。
- イ 指導センターが実施する相談指導、研修等事業の効果的運営を図るため、第三者からなる事業評価委員会を開催し、意見、要望等を積極的に業務に反映させるとともに、検証結果を公表する。

(2) 公衆衛生活動事業

生衛組合及び指導センターの情報収集、発信等を通して生衛業の活性化を図るため、次の事業を行う。

- ア 指導センターにおける日本政策金融公庫融資に係る推薦事務及び指導
- イ 生衛組合及び指導センター役職員のセミナー、研修会等への参加
- ウ 指導センター業務の周知活動、広報紙「生衛しづおか」、パンフレット等の作成配布
- エ 経営特別相談員の活動中の事故に備えた交通事故傷害保険への加入

3 静岡県委託事業

生活衛生営業指導業務委託事業

理容、美容、映画興行、公衆浴場及びクリーニングの5業種についての衛生水準の維持向上を図るため、各生衛組合から推薦された生活衛生営業指導員による施設の構造設備及び衛生管理に関する巡回指導を行う。

4 全国生活衛生営業指導センター受託事業

(1) 経営特別相談員研修事業

経営特別相談員が経営や融資に関する情報を蓄積し、生衛業者の相談指導に適切に対応するため、研修会を開催する。

(2) 生活衛生関係営業の景気動向・経営状況及び衛生水準等調査事業

生衛業の健全な発展や経営の安定化を図る諸施策実施の基礎資料に活用するため、定期的に各種調査事業を実施し、その結果を広く生衛業者等に還元する。

また、全国センターと連携して衛生水準の維持向上に係る事業を実施する。

(3) 標準営業約款登録事業(生衛法第 57 条の 13)

消費者の店舗選択の利便(消費者の利益擁護)を図ることを目的として創設された登録制度の浸透を図るため、次の事業を行う。

ア 標準営業約款の登録事務

対象業種(理容店、美容店、クリーニング店、麺類飲食店及び一般飲食店の 5 業種)
の新規登録及び再登録

イ 普及啓発

5 業種の標準営業約款登録制度の業界及び一般消費者への周知を図る。

(登録店は、厚生労働大臣が定めた基準に従い、安全で衛生的な営業を行うとともに
に損害賠償保険への加入が義務付けられている。)

(4) クリーニング師研修等事業(クリーニング業法第 8 条の 2 及び 3)

クリーニング師等資質の向上を図るため、厚生労働大臣が定めた基準に従い研修を行
う(クリーニング師及び業務従事者は、3 年に 1 回 研修を受けなければならない)。

5 生衛業研修支援事業

生衛組合の円滑な運営や生衛業の振興を図るために、共同の研修施設である静岡生衛会館の
活用や適正な維持・管理を図るとともに、生衛業に係る研修事業を積極的に支援する。

6 基金運営事業

共同の研修施設(静岡生衛会館)整備のために基金を設けており、定額の資金を運用する。

7 その他の事業

県の諸施策に協力・連携するとともに、必要に応じて生衛組合の事業等について助言・指
導を行う。

なお、国・県補助事業等については、交付要綱等が確定後要綱等に沿った事業計画に変
更して実施することを理事長に一任するものとする。